

一般廃棄物（収集運搬業・処分量）許可証

住 所 札幌市清田区清田1条1丁目7番23号

氏 名 株式会社もっかいトラスト
代表取締役 長谷川 裕一 様

令和4年8月18日に申請のあった一般廃棄物（収集運搬業・処分量）については、名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例第24条第1項及び同施行規則第11条並びに第12条の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物、家庭系一般廃棄物
営業所の所在及び名称		名寄市字徳田278番地7 株式会社もっかいトラスト名寄営業所 (tel 01654-2-4347)
許 可 期 間		令和4年9月10日 から 令和6年9月9日 まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		名寄市内一円
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	名寄地区広域最終処分場、炭化センター、名寄市リサイクルセンター、名寄市風連一般廃棄物最終処分場、岩守産業株式会社、橋場建設株式会社
	そ の 他	名寄市風連一般廃棄物最終処分場は家庭系一般廃棄物のみ搬入可能。 関係法令に遵守すること。
変更に係る	許可番号	第 号
許可の表示	許可年月日	令和 年 月 日

令和4年8月31日

名寄市長 加藤 剛士

